

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和4年9月7日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社オートバックスセブン

代表取締役 堀井 勇吾

東京都江東区豊洲五丁目6番52号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

A PIT AUTOBACS KYOTO SHIJO

京都市右京区西院安塚町1番地

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
ア 大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称)スーパーオートバックス京都 京都市右京区西院安塚町1番地	A PIT AUTOBACS KYOTO SHIJO 京都市右京区西院安塚町1番地
イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社オートバックスセブン 代表取締役 住野 公一 東京都港区三田三丁目13番16号	株式会社オートバックスセブン 代表取締役 堀井 勇吾 東京都江東区豊洲五丁目6番52号

ウ 大規模小売店舗 において小売業を行 う者の氏名又は名称 及び住所並びに法人 にあっては代表者の 氏名	株式会社オートバックスセブ ン 代表取締役 住野 公一 東京都港区三田三丁目 1 3 番 1 6 号	株式会社オートバックスセブ ン 代表取締役 堀井 勇吾 東京都江東区豊洲五丁目 6 番 5 2 号
---	--	---

(3) 変更年月日

2 (2) ア 令和4年8月19日

2 (2) イ 令和4年6月23日

2 (2) ウ 令和4年6月23日

3 届出年月日

令和4年8月24日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

(2) 期間

令和4年9月7日(水)から令和5年1月10日(火)まで(京都市の休日
を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

(2) 提出期限

令和5年1月10日(火)

(産業観光局地域企業イノベーション推進室)